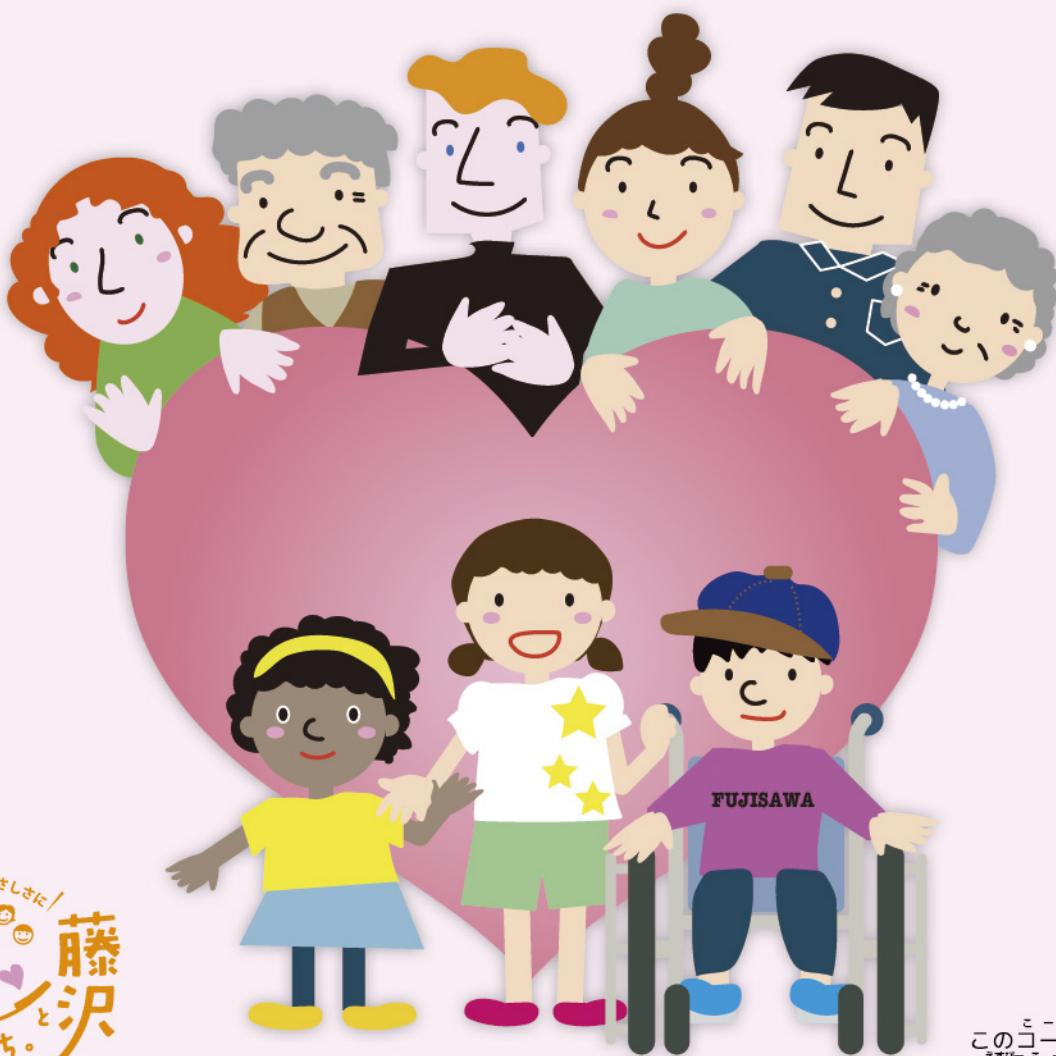


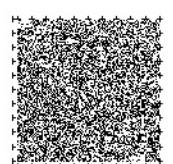
藤沢市 子どもを いじめから守る条例

いじめのない社会をめざして
いじめを許さない文化と風土をつくりましょう



藤沢市は、「藤沢市子どもをいじめから守る条例」を制定し、
市全体で力をあわせて、いじめをしない、させない、許さない
社会の実現をめざしています。

このコードは、音声コード
(S P コード) です。専用の
読み上げ装置で読み取ると、
記録されている情報を音声
で聞くことができます。



藤沢市 子どもをいじめから守る条例

わたし ゆる ぶんか ふうど もくひょう
 私たちは、いじめを許さない文化と風土をつくることを目標とし、いじめのない社会の実現を目指します。

こ ひとり そんざい しゃかい たから みらい
 子どもは、一人ひとりがかけがえのない存在であり、社会の宝、未来への希望です。私たちには、子どもの笑顔を守るために、すべての子どもが安心して生活し、学び、心身ともに健やかに成長することができる環境づくりに努めなければなりません。

ふじさわしどんせんけんじょう しみん きょうど あい しみん だれ しゃわ く
 藤沢市市民憲章では、市民が郷土を愛し、市民の誰もが幸せに暮らすことができるまちにするため、「いつもだれにも親切にしましょう」などの守るべき規範を定めています。

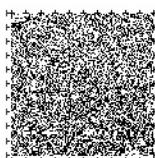
こ こじん そんちよう しゃわ く けんり はいけい
 すべての子どもは、個人として尊重され、幸せに暮らす権利があります。
 わたし じだい にな こ さいぜん りえき はか
 私たちは、次代を担う子どもの最善の利益を図るために、いじめの背景にある様々な問題と正面から向き合い、子どもの人権を侵害するいじめを、しない、させない、許さない社会とすることを目指し、ここに、藤沢市子どもをいじめから守る条例を制定します。

もくでき 目的

だい じょう じょうれい ぼうし たいさく すいしんほう へいせい ねんほうりつだい
 第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第



ごう いか ほう しゅし ふ
 71号。以下「法」といいます。)の趣旨を踏まえ、いじめの
 ぼうし そうきはつけんおよ たいしょ いか
 防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処(以下「いじめ
 ぼうしどう たいさく そうごうてき こうかてき
 の防止等」といいます。)のための対策を総合的かつ効果的に
 すいしん まも ぼうしどう
 推進し、子どもをいじめから守るため、いじめの防止等に
 かか きほんりねん し がっこうおよ ほごしゃ せきむなら がっこういがい
 係る基本理念、市、学校及び保護者の責務並びに学校以外の
 しせつ しみんおよ かんけいきかん やくわり あき
 施設、市民及び関係機関の役割を明らかにし、いじめの防止
 とう かん しさく きほん じこう さだ
 等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、子ども
 あんしん せいかつ まな しんしん すこ せいちょう
 が安心して生活し、学び、心身ともに健やかに成長することができる
 かんきょう ととの もくでき
 環境を整えることを目的とします。



だいじょう　じょうれい　つぎ　かくこう　かか　ようご　いぎ
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、
とうがいかくこう　さだ
当該各号に定めるところによります。

(1) 子ども　学校に在籍する児童又は生徒及び学校に在籍し
ていない者であって、18歳に達する日以後の最初の3月31
にち　あいだ
日までの間にあるものをいいます。

(2) いじめ　子どもに対して、当該子どもと一定の人的関係
にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える
こうい　いんた　ねつと　つう　おこな　ふく
行為(インターネットを通じて行われるものも含みます。)
とうがいこうい　たいしょう　こ　しんしん　くつう
であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を
かん　また　とうがいこうい　き　しんしん　くつう
感じているもの又は当該行為に気づいたときに心身の苦痛
かん　を感じるものをいいます。

(3) 学校　この市の区域内に存する小学校、中学校、高等
がっこう　よよ　とくべつしえんがっこう
学校及び特別支援学校をいいます。

(4) 保護者　親権を行う者、未成年後見人その他子どもを現
ほごしゃ　しんけん　おこな　もの　みせいねんこうけんにん　たこ　げん
に監護する者をいいます。

(5) 学校以外の施設　この市の区域内に存する、子どもが
がいせき　がっこうい　がい　しせつ　し　くいきない　そん　こ
在籍する学校以外の施設又は団体をいいます。

(6) 市民　市内に居住する者、通勤する者及び通学する者並
しみん　しない　きょじゅう　もの　つうきん　ものおよ　つうがく　ものなら
びに市内で事業活動を行う個人、企業及び団体をいいま
す。

(7) 関係機関　児童相談所、法務局又は地方法務局、警察、
かんけいきかん　じどうそうだんじょ　ほうむきょくまた　ちほうほうむきょく　けいさつ
医療機関その他子どものいじめの防止等に関係する機関及
び団体をいいます。

「子ども」

しない　がっこう
市内の学校
しょうがっこう　ちゅうがっこう
(小学校、中学校、
とくべつしえんがっこう　およ
特別支援学校及び
こうとうがっこう　ざいせき
高等学校)に在籍す
ひと
る人だけではなく、
ぜんき　がっこう
前記の「学校」に
ざいせき　ひと
在籍していない人で、
まん　さい　たつ　あと
満18歳に達した後
さいしょ　がつ　にち
の最初の3月31日
ひと
までの人すべてをい
います。

「いじめ」

たいしょう　こ
対象となった子
どもが、心身の苦痛
かん　を感じているもの
だけではなく、
とうがいこうい　き
「当該行為に気づ
いたときに心身の
くつう　かん
苦痛を感じるもの」
もいいます。

がっこういがい　しせつ
「学校以外の施設」
だいじょう　き
第2条(3)に規
てい　がっこう　いがい
定する「学校」以外
こ　ざいせき
の子どもが在籍す
しセツ　およ　だんたい
る施設及び団体の
すべてをいいます。
ようちえん　ほいくくしせつ
(幼稚園、保育施設、
ぼうかごじどうくらぶ
放課後児童クラブ、
こ　かい　ぶんかよ
子ども会、文化及び
すばらしつ　だんたいどう
スポーツ団体等)

きほんりねん 基本理念

だいじょう 第3条 いじめは、子どもの人権を侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼす絶対に許されない行為であり、社会の中の様々な問題がいじめを生じさせる背景となり得ることから、市、学校、保護者、学校以外の施設、市民及び関係機関は、それぞれの責務及び役割に基づき、主体的に、かつ、相互に連携して、いじめのない社会を目指します。

ほいんと ポイント1

こどもたちに、常に心がけてほしいこととして、自分を大切にするとともに、他の人の思いやり、大切にすること、いじめを受けたとき、いじめを見聞きしたときは、一人で悩まずに相談することなどを規定しています。

こどもの心がけ

だいじょう 第4条 子どもは、次のことを心がけましょう。

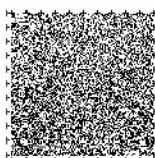
- (1) 自分を大切にしましょう。
- (2) 他の人の思いやり、大切にしましょう。
- (3) いじめを受けたとき、又はいじめを見たり聞いたりしたときは、一人で悩まずに、家族、友だち、学校、市、関係機関等に相談しましょう。



し せきむ 市の責務

だいじょう 第5条 市は、子どもの最善の利益を図るため、いじめの防止等に関する施策を積極的に推進するものとします。

2 市は、社会の中の様々な問題がいじめを生じさせる背景となり得ることから、子どもが安心して生活し、学び、心身ともに健やかに成長することができるよう、いじめを生じさせる問題の解決に向け、社会全体への意識啓発を図るとともに環境の整備に努めるものとします。



3 市は、いじめの防止等に関する施策について、国、神奈川県及び関係機関と協力し、積極的に推進するものとします。

4 市は、法第12条に定める地方いじめ防止基本方針を教育委員会において策定するとともに、市が設置する学校におけるいじめの防止等の対策を推進するものとします。

5 市は、学校(市が設置する学校を除きます。)及び学校以外の施設に対して、いじめの防止等に関する施策が確実かつ適切に実施されるよう、必要な情報交換及び協力を求めることができます。

6 市は、この条例の目的を達するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるものとします。

ポイント2

市は、子どもをいじめから守る施策を実行するとともに、社会における様々な問題がいじめを生じさせる要因となることから、社会全体への意識啓発を図るなど、子どもが健やかに暮らすことができるとの整備に努めます。

学校の責務

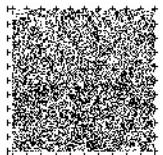
第6条 学校は、法第13条に規定する各学校で定める学校いじめ防止基本方針に基づき、教育活動を通して、自分や他の人を大切にし、ともに学び、ともに育つ子どもを育成するものとします。

2 学校は、市、保護者、学校以外の施設、市民及び関係機関と連携し、いじめの防止等に取り組むとともに、当該学校に在籍する子どもがいじめを受けている、又はいじめを行っていると思われるときは、適切かつ迅速に対処するものとします。

3 学校は、前項の規定に基づき対処し、いじめがなくなったと思われる後においても、子どもが安心して学校に通うことができるよう取り組むものとします。

ポイント3

学校は、自分や他の人を大切にし、ともに学び、ともに育つ子どもを育成するとともに、子どもがいじめを受けているときなどは、適切かつ迅速に対処し、いじめで苦しむ子どもがなくなるよう取り組みます。



ポイント4

保護者は、子どもに一番近い立場の大人として、子どもに対して、いじめが決して許されない行為であることを理解させるよう努めるとともに、子どもの変化を見逃さないよう努める必要があります。

保護者の責務等

- 第7条 保護者は、子どもが安心して生活し、学び、心身ともに健やかに成長することができるよう努めるものとします。
- 2 保護者は、子どもに対して、いじめが決して許されない行為であることを十分に理解させるよう努めるものとします。
 - 3 保護者は、子どもの変化を見逃さず、良き相談相手となるよう努めるものとします。
 - 4 保護者は、子どもがいじめを受け、若しくは行っているときは又はそれらの疑いがあると思われるときは、市、学校、学校以外の施設又は関係機関へ相談することができます。

ポイント5

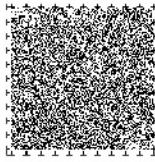
学校以外の施設・団体、市民は、地域社会において、子どもが健やかに暮らすことができるよう、それぞれがその担当手として、子どもを見守ります。子どもたち一人ひとりの変化などに気を配り、関心を持ち続けることがもっとも大切です。

学校以外の施設の役割

- 第8条 学校以外の施設は、子どもをいじめから守ることについて理解を深め、いじめを見過ごさないよう努めるとともに、子どもが安心して生活し、学び、心身ともに健やかに成長することができる環境づくりに努めるものとします。

市民の役割

- 第9条 市民は、地域社会において、子どもを見守り、声かけを行う等、子どもが安心して生活し、学び、心身ともに健やかに成長することができる環境づくりに取り組み、子どもが地域の人々との関わりの中で、社会性を育めるよう努めるものとします。
- 2 市民は、いじめ及びいじめの疑いがある行動を見聞きしたと



きは、市、学校、保護者、学校以外の施設又は関係機関へ情報
を提供するよう努めるものとします。

関係機関の役割

第10条 関係機関は、子どもが安心して生活し、学び、心身ともに健やかに成長することができるよう、市、学校、保護者、学校以外の施設及び市民と連携し、いじめの防止等に関する施策に協力するよう努めるものとします。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行します。



ひとりで悩まず相談しましよう



ふじさわし
藤沢市いじめ相談ホットライン ☎0466-25-2500 / 9:00~17:00
▶土日祝日・年末年始は、お休みです

ふじさわしがっこくよういくそうだんせんたー
藤沢市学校教育相談センター ☎0466-50-3550 / 9:00~17:00
▶土曜日は、12時まで。日曜祝日・年末年始は、お休みです

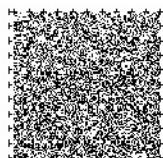
ふじさわしきょういくいんかいきょういくしどうか
藤沢市教育委員会教育指導課 ☎0466-50-3559 / 8:30~17:00
▶土日祝日・年末年始は、お休みです

じかんこえすだいやる
24時間子どもSOSダイヤル ☎0120-0-78310 ☎0466-81-8111
▶24時間365日相談できます

こじんけんばん
子どもの人権110番 ☎0120-007-110 / 8:30~17:15
▶土日祝日・年末年始は、お休みです

ふじさわしそうだんめーる
藤沢市いじめ相談メール 検索
▶24時間アクセスできます
市のホームページからもアクセスできます。

2021年(令和3年)4月



ふじさわしきかくせいさくぶじんけんだんじょきょうどうへいわこくさいか
藤沢市企画政策部 人権男女共同平和国際課

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1

☎0466-50-3501 FAX 0466-50-8436